

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表のよくある指摘事項

中部広域市町村圏事務組合 広域連携課 障がい福祉指導検査係

〒904-2162 沖縄市海邦 2-9-35

TEL : 098-923-3211

FAX : 098-934-7470

目次

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）様式 2 - 1	3
（Ⅰ）労働時間（様式 2 - 1）	3
（Ⅱ）生産活動（様式 2 - 1）	3
（Ⅲ）多様な働き方（様式 2 - 1）	4
（Ⅳ）支援力向上（様式 2 - 1）	11
（Ⅴ）地域連携活動（様式 2 - 1）	16
就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ）様式 2 - 2	17
（Ⅰ）労働時間（様式 2 - 2）	17
（Ⅱ）生産活動（様式 2 - 2）	18
（Ⅲ）多様な働き方（様式 2 - 2）	19
（Ⅳ）支援力向上（様式 2 - 2）	19

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）様式 2 - 1

（Ⅰ）労働時間（様式 2 - 1）

こちらは、【前年度】（令和 4 年度においては、令和 3 年度、令和元年度、平成 3 0 年度から選択できます。）の利用者の 1 日の平均労働時間数を記載します。算出方法は様式 2 - 2 の（Ⅰ）労働時間で説明しているとおりです。

多い指摘事項！

- ・様式 2 - 2（Ⅰ）労働時間で算出された利用者の 1 日の平均労働時間とあっていない。
- ・運営規程や重要事項説明書等のサービス提供時間を記載している。
※様式 2 - 2 で算出しているように、実績を記載してください。

（Ⅱ）生産活動（様式 2 - 1）

こちらは【前年度と前々年度】（令和 4 年度においては、令和 3 年度と令和 2 年度、令和元年度と平成 3 0 年度から選択できます。）の生産活動収支がそれぞれその年度に利用者に支払う賃金の総額を比較して、評価する項目です。

多い指摘事項！

- ・様式 2 - 2（Ⅱ）生産活動に記載された内容とあっていない。

（Ⅲ）多様な働き方（様式2-1）

こちらは、利用者の多様な働き方のニーズに対応できることが就労継続支援 A 型における就労の機会の提供の観点からも必要であることから評価する項目です。従業者の多様な働き方と誤って評価することが多いですが、**利用者の多様な働き方について評価してください。**

また、就業規則の整備状況については、毎年度 4 月 1 日時点で整備されていることが必要です。

① 免許・資格取得、検定の受験勧奨に関する制度

◆就業規則等で定めている

こちらは、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に資するための、免許、資格、検定等の取得に係る支援の為に訓練を企画・実施する仕組み、教育訓練機関が実施する訓練に参加できる仕組み、利用者に対して訓練費用、受験費用等を助成する仕組み等を就業規則等に定めている場合に加点できる項目です。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

多い指摘事項！

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっています。

- ・支援者（従業者）の実績を記載していた。
※こちらは利用者の実績を評価する項目ですので、支援者は対象外です。
- ・活用実績がなかった。
- ・検定等を受験した際の支援した記録がなかった。
- ・個別支援計画に記載がない

② 利用者を職員として登用する制度

◆就業規則等で定めている

こちらは、利用者を就労継続支援 A 型事業所等の職員として登用するために、職員登用の基準、登用試験等の登用方法、登用後の雇用条件等を就業規則等に定めている場合に加点できる項目です。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

多い指摘事項！

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっています。

- ・登用はしていたが、前年度中に登用してから6月経過していなかった。
- ※前年度において登用してから6月以上経過しており、前年度末日まで雇用が継続していることが条件です。
- ・登用実績がなかった。

③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律

◆就業規則等で定めている

こちらは、利用者が在宅勤務を行うことができるように、在宅勤務の対象者、在宅勤務時の服務規律、労働時間、出退勤管理等を就業規則等に定めている場合に加点できる項目です。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっております。

- ・個別支援計画に記載がない
- ・在宅勤務はしていたが、「H18.10.31 付障発第 1031001 号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の1の②の（三）「在宅において利用する場合」の下記要件を満たしていない。**（下記の要件をすべて満たす必要があります。）**
 - ア. 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
 - イ. 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
 - ウ. 緊急時の対応ができること。
 - エ. 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
 - オ. 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
 - カ. 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
 - キ. オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

多い指摘事項！

- ・1日2回の連絡、助言、進捗状況の確認が行われていない
- ・利用者の自宅を一度も訪問しておらず、緊急時の対応について決められていない
- ・1週間に1回の評価を行っていない
- ・1月に一度、訪問若しくは通所による達成度の評価が行われていない

④ フレックスタイム制に係る労働条件

◆就業規則等で定めている

こちらは、始業及び終業の時刻の両方を利用者の決定にゆだねる旨を就業規則等に定めている場合に加点できる項目です。

※フレックス勤務制度の採用に当たっては、労働基準法の規定に基づき、労使協定において、フレックス勤務制度の対象となる労働者の範囲、清算期間、清算期間における総労働時間等を定める必要があるため留意してください。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい
- ・労使協定が締結されていなかった

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

多い指摘事項！

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっています。

- ・個別支援計画に記載がない
- ・利用実績がなかった。

⑤ 短時間勤務に係る労働条件

◆就業規則等で定めている

こちらは、利用者が事業所の定める通常の所定労働時間によらず、一日の所定労働時間が短い労働条件を設定して勤務することができるように対象者の範囲、労働時間、休憩時間及び休日、賃金等を就業規則等において定めている場合に加点できる項目です。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

多い指摘事項！

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっています。

- ・利用実績がなかった。
- ・個別支援計画に記載がない

⑥ 時差出勤制度に係る労働条件

◆就業規則等で定めている

こちらは、利用者が1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度による勤務ができるように、始業時刻、終業時刻、休憩時間等を就業規則等に定めている場合に加点できる項目です。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

多い指摘事項！

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっています。

- ・利用実績がなかった。
- ・個別支援計画に記載がない

⑦ 有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度

◆就業規則等で定めている

こちらは、時間単位年休の対象労働者の範囲、時間単位年休の日数、時間単位年休の1日の時間数等を就業規則等に定めている場合、又は労働基準法第39条第6項の規定に基づく年次有給休暇の計画的付与制度に係る計画的付与の方法等を就業規則等に定めている場合に加点できる項目です。

※時間単位年休取得又は計画的付与制度の採用に当たっては、労使協定の締結が必要ですので留意してください。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい
- ・労使協定が締結されていなかった

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

多い指摘事項！

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっています。

- ・利用実績がなかった。

⑧ 傷病休暇等の取得に関する事項

◆就業規則等で定めている

こちらは、利用者が業務外の事由によって長期にわたる治療等が必要な負傷又は疾病等のために休業を取得できる制度として休暇制度、療養中・療養後の短時間勤務制度、失効年休積立制度等を就業規則等に定めている場合に加点できる項目です。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい

◆就業規則等で定めており、前年度の実績がある。

こちらは、上記の就業規則等で定めているに加えて、利用者の希望により昨年度において事業所に実績があることで加点できる項目です。

多い指摘事項！

上記の「就業規則等で定めている」に加えて、下記の指摘事項が多くなっています。

- ・利用実績がなかった。

(Ⅳ) 支援力向上（様式 2 - 1）

こちらは、**利用者を除く職員**が常に仕事に対して意欲的に望めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備に詰めることが就労継続支援 A 型の基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上につながることから評価する項目です。

① 研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会

こちらは、職員に対して障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるための前年度研修計画（前年度における研修の実施時期、目的、対象者及び具体的内容を定めたもの）を定め、研修計画に基づき外部研修会、又は内部研修会に職員が参加（参加した職員数が半数以上であれば 2 点、1 人以上半数未満であれば 1 点）していることを評価する項目です。**※ここでいう職員とは、サービス管理責任者、職業指導員及び生活支援員を指し、管理者と事務職員等は含まれないので注意が必要です。**

◆外部研修会

外部研修会（事業所の同一法人の者以外が行う研修）については、障害者雇用、障害者福祉その他の障害者就労の関連知識や支援手法に関する内容、又は生産活動における生産性向上、販路拡大、商品開発等利用者の賃金向上に係る手法に関する以下のような内容であり、その内容の取得に必要となると一般的に考えられる時間数が設定されているもの。

- ・障害者雇用、就業支援に関すること
- ・障害者福祉に関すること
- ・賃金向上に関すること

◆内部研修会

こちらは、同一法人内の者が行う研修会で、外部研修会と同等の内容が含まれ、障害者雇用に係る外部専門家（ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の職員その他外部有識者等）、障害者福祉に係る外部専門家（地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉関係団体職員その他有識者等）、経営力育成、品質向上支援等に係る外部専門家（自治体、民間企業、他の就労支援事業所等の職員その他有識者等）を講師として招いて実施するものであり、概ね半日以上の間数設定されているもの。

多い指摘事項！

- ・同法人、同事業所内の従業者が講師となっている
※外部専門家講師による研修が条件となっています。
- ・新人職員研修による業務引継ぎ等の研修
※外部講師による障害者雇用や就業支援、障害者福祉、賃金向上に関することが条件

② 研修、学会等又は学会誌等において発表

こちらは、前年度において、当該事業所の職員が外部で開催される研修、学会等又は学会誌等において発表した回数に応じて評価し、発表回数が2回以上の場合は2点、1回の場合は1点とする。なお、ここでいう「研修、学会等又は学会誌等」における発表とは、次の(1)から(3)に掲げる内容をいう。

(1) 研修

国や地方自治体、就労支援機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、地方自治体が設置する就労支援機関等）、企業等が実施する障害者雇用、障害者福祉又は就労支援に関連する研修・セミナー（事業所を含む同一法人内の者が行うものを除く。）に講演者・報告者として登壇し、他の事業所や企業等に対して当該就労継続支援A型事業所等の取組を発信、情報提供していること。

(2) 学会等

障害者雇用、障害者福祉又は就労支援に関連するテーマを取り扱った学会、研究会その他これに類似する研究成果や実践報告等を公開発表する場において、一定規模以上の参加者（30名を超える）のもと、当該就労継続支援A型事業所等の取組について発表を行っていること。

(3) 学会誌等

障害者雇用、障害者福祉又は就労支援に関連する学会誌、学術誌、団体広報誌その他これに類似する研究成果や実践報告等が掲載された刊行物において、当該事業所等の取組を踏まえた研究論文・実践報告等を寄稿し、当該刊行物に掲載されていること。

③ 視察・実習の実施または受け入れ

こちらは、前年度において先進的事業者の視察・実習への参加又はほかの就労継続支援A型事業者その他の事業者からの視察・実習の受け入れ（両方行っている場合に2点、どちらか一方を行っている場合に1点）を評価するものです。

先進的事業者とは、以下のとおり。

- ・就労継続支援A型事業所の所在する都道府県の平均月額賃金を相当程度上回る利用者の高賃金を達成している事業所
- ・スコアの合計点が170点以上の就労継続支援A型事業所
- ・障害者雇用のための新たな職務の創出や障害者のキャリアアップのための取組を行っており、法定雇用率を相当程度上回る障害者雇用率を達成している企業
- ・もにす認定を受けている中小事業主

視察の内容は以下の内容を含むこと

- ・施設内見学
- ・事業者概要の説明
- ・障害者が従事している生産活動、業務等に体験的に従事すること
- ・グループワーク等の各種支援プログラムの見学
- ・意見交換

実習の内容は以下の内容を含むこと

- ・障害者が従事している生産活動、業務等に体験的に従事すること
- ・グループワーク等の各種支援プログラムの参加
- ・意見交換

◆先進的事業者の視察・実習への参加

先進的事業者への視察・実習に参加し、その先進的事業者で行われる障害者の雇用管理方法、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練の手法、高い収益を上げる生産活動の手法について情報収集を行っていることが条件です。

◆他の就労継続支援 A 型事業者その他の事業者からの視察・実習の受入

他の就労継続支援 A 型事業者その他の事業者からの視察・実習を受け入れ、障害者の雇用管理方法、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練の手法、高い収益を上げる生産活動の手法について、ほかの就労継続支援 A 型事業者その他の事業者へ情報提供を行っていることが条件です。

※視察・実習の参加、受け入れどちらを行うにも、あらかじめ利用者の同意を得た上で、利用者のプライバシーに配慮したうえで実施してください。

多い指摘事項！

- ・特別支援学校からの受入で加点している。

※この項目は、事業所間のノウハウを共有することにより、就労継続支援 A 型事業所全体の経営力や支援の質の底上げを評価するものであるため、特別支援学校からの受入は対象外となります。

- ・視察・実習に参加した事業者からのその後の確認のために訪問したことで視察の受入れとして加点している。

※視察・実習の受入については、こちらから相手側に障害者の雇用管理方法や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練の手法、高い収益を上げる生産活動の手法について**情報提供することが条件**となっているため、対象外となります。

④ 販路拡大の商談会等への参加

こちらは、生産活動収入を増やすための販路拡大の為に商談会等に参加した回数を評価するものです。参加回数が2回以上の場合は2点、1回の場合は1点とする。商談会等への参加として想定されるものは次のとおり

- ・事業所が自ら生産した商品等の販路開拓を行うためにビジネスマッチングを目的とした展示会への出展
- ・事業所が自ら生産した商品等の販路開拓を行うために、地域の企業等への情報交換の機会を設定した上での、事業内容の説明、情報交換の実施
- ・新たな生産活動の導入、事業拡大を目的として自治体や地域の商工会、商工会議所等が実施する企業間の情報交換、商談会への参加

多い指摘事項！

- ・商談会等ではなく、個別に企業に営業に行くなど通常行っている営業活動で加点
- ※この項目は通常の営業活動に加えて、生産活動収入を増やすためのさらなる取組として評価する項目ですので、通常の営業活動では加点できません。

⑤ 職員の人事評価制度

人事評価に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること、人事評価の基準（対象となる職員の業績、能力、行動等についての客観的な評価基準や昇給条件）について書面をもって作成し、すべての職員に周知されており、かつ、前年度において運用されている場合に2点加点することができる。

多い指摘事項！

- ・就業規則等に記載がない。
- ・就業規則等に別途定めるとあるが、別に定めている資料がない。
- ・記載内容があいまい
- ・運用実績がなかった

⑥ ピアサポーターの配置

こちらは、下記のア及びイに該当するピアサポーターを配置している場合に2点加点できる。

(ア) ピアサポーターの要件

総合支援法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修に限る。）の修了証明書の交付を受けていること。

(イ) ピアサポーターの職種、配置状況

ピアサポーターの職種は、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員の他、利用者以外の者であって利用者とともに就労や生産活動に参加する者であること。

⑦ 第三者評価

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（平成26年4月1日付雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号（以下「指針」という。））に基づき都道府県推進組織から認証を受けている第三者評価機関の評価を受け、当該第三者評価の結果が、指針に示す「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づいて公表されている場合に、2点加点できる。※過去3年以内に受審していること。

⑧ 国際標準化規格が定めた規格等の認証等

国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める規格に適合している旨の認証を受けている場合に2点とする。

(ア) ISO マネジメントシステム規格

・品質(ISO9001) ・環境(ISO14001) ・情報セキュリティ(ISO27001)
・食品安全(ISO22000) ・労働安全衛生(ISO45001)

(イ) JIS

・個人情報保護(JISQ15001)

(ウ) JFS 食品安全マネジメントシステム

・JFS-A ・JFS-B ・JFS-C

(エ) 日本農林規格

・JAS（一般FAS） ・有機JAS ・ノウクJAS

(オ) 農業生産工程管理（GAP）

・GLOBALG.A.P ・ASIAGAP ・JGAP

(V) 地域連携活動（様式2-1）

こちらは、前年度に地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成しインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。1事例以上ある場合：10点

なお、ここでいう「地域連携活動」については、当該活動によって生産活動収入の発生に係るものを前提とし、おおむね3ヶ月以上継続的に実施されているものを想定し、具体的な取組例は以下のとおり。

- ・食料品や生活用品を山間部の高齢者に宅配する事業を実施し、定期的に高齢者の見守り支援を行っている
- ・地域住民が利用する公営施設や地域の観光施設との請負契約により当該施設の清掃活動を行うと共に、販売拠点を設置して、集客アップの取組に参画している
- ・過疎地域において担い手が不足している農業に参入し、地元の農作物を使った加工食品を販売する等、地域農業の活性化につなげている
- ・地元の中小企業から企業のウェブサイト作成、データ登録業務などを受託し、ICTを活用した障害者の地域企業とのつながりを実現している
- ・人材不足が課題となっている地元企業と協力して、障害者の対応できる仕事を切り出して施設外就労によって企業内の働く場づくりを行っている

多い指摘事項！

- ・地域連携活動実施状況報告書に連携先企業名、担当者名の記載がない。
- ・地域連携活動実施状況報告書が公表されていない。
- ・地域連携活動実施状況報告書が作成されていない。

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（実績 I～IV）様式 2-2

（I）労働時間（様式 2-2）

（I）労働時間					
前年度（●年度）					
雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間	①	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	②	人
			利用者の 1 日の平均労働時間数	③	時間

① 雇用契約を締結していたすべての利用者における延べ労働時間

こちらは、【前年度】（令和 4 年度においては、令和 3 年度、令和元年度、平成 30 年度から選択できます。）の就労継続支援 A 型の利用者の総労働時間を合計して記入します。例えば、B さんが毎月 20 日、4 時間利用していた場合は、4 時間×20 日×12 か月となり、960 時間となります。

多い指摘事項！

- ・有給休暇の時間が入っていない。
 - ・一部の A 型利用者の時間が入っていない。
 - ・タイムカード等の根拠資料と時間があっていない。
- ※賃金を支払っている時間はすべて合計に含めてください。

② 雇用契約を締結していた延べ利用者数

こちらは【前年度】（令和 4 年度においては、令和 3 年度、令和元年度、平成 30 年度から選択できます。）の雇用契約を締結していた延べ利用者数を記載してください。延べ利用者数の考え方は、1 日に 20 人利用していた場合は 20 人としてカウントします。

多い指摘事項！

- ・1 年間の利用者数の数、A さん、B さん、C さん、D さん、E さん、F さん、G さん、H さんなので、8 人と記載。
- ※上記の数え方ではなく、A さんから H さんが 1 年間に利用した日数を記載してください。

③ 利用者の 1 日の平均労働時間数

こちらは、①と②を上記のルールで正しく記載していただくことで、自動計算されます。

(Ⅱ) 生産活動（様式 2-2）

(Ⅱ) 生産活動

会計期間（ 月～ 月）

前々年度（ 年度）

生産活動収入から経費を除いた額 ④ 円

利用者に支払った賃金総額 ⑤ 円

収支 ⑥ 円

前年度（ 年度）

生産活動収入から経費を除いた額 ⑦ 円

利用者に支払った賃金総額 ⑧ 円

収支 ⑨ 円

④ 生産活動収入から経費を除いた額（⑦も同じ）

こちらは、（令和4年度においては、令和3年度と令和2年度、令和元年度と平成30年度から選択できます。）の生産活動収入から経費を除いた額を記載します。

多い指摘事項！

- ・生産活動収入から経費を差し引いていない。
- ・生産活動収入の請求書や帳簿等と金額が合わない。
- ・経費の領収書や帳簿等と金額が合わない。
- ・福祉事業活動と生産活動の会計が明確に分けられていない。

⑤ 利用者に支払った賃金総額（⑧も同じ）

こちらは【前年度】（令和4年度においては、令和3年度と令和2年度、令和元年度と平成30年度から選択できます。）の利用者に支払った金額総額を記載します。

多い指摘事項！

- ・雇用保険や利用者負担額を差し引いた手取り額の合計が記載されている。
※支給総額の合計額を記載してください。
- ・支給明細や賃金台帳等と利用者に支払った賃金が合わない。

⑥ 収支（⑨も同じ）

こちらは、④と⑤を正しく記載していただくことで、自動計算されます。

多い指摘事項！

- ・剰余金の使途が決算書等から見えない。

(Ⅲ) 多様な働き方（様式 2-2）

こちらは、①～⑧まで任意に選択した5項目で評価するものです。それぞれ同様の指摘事項が多くなっております。

多い指摘事項！

- ・様式 2 - 1 で加点している項目と別の項目の実績を記載している。
 - ・実績の記載漏れがある。
 - ・記載された実績の記録が確認できない。
 - ・加点しているが、実績はない。
 - ・利用者ではなく従業者の実績を記載して加点している。
- ※（Ⅲ）多様な働き方は従業者ではなく利用者の実績を評価するものです。

(Ⅳ) 支援力向上（様式 2-2）

こちらは、①～⑧まで任意に選択した5項目で評価するものです。それぞれ同様の指摘事項が多くなっております。

多い指摘事項！

- ・様式 2 - 1 で加点している項目と別の項目の実績を記載している。
- ・実績の記載漏れがある。
- ・記載された実績の記録が確認できない。
- ・加点しているが、実績はない。